



# 徳之島事務所農業普及課だより

◎発行元：大島支庁徳之島事務所 農業普及課

◎住所：徳之島町亀津 7216 ◎TEL：0997-82-0323



## きゅうがめらアグリ情報

### 重要害虫「セグロウリミバエ」について

セグロウリミバエは、主にうり科やなす科植物の果実に甚大な被害を与える重要害虫です。ミカンコミバエと同様に、梅雨前線や台風等の強風により、東アジア等から国内に飛来すると考えられています。

沖縄県では令和7年4月から植物防疫法に基づく「緊急防除」が実施されており、うり科植物など特定の植物の生果実等は防除区域外への移動・出荷が制限されています。

セグロウリミバエ成虫の体長は6.7～9.0mmであり、にがうり、あかうり、とうがん、へちま、かぼちゃ、すいか、きゅうりなどのうり科植物やトマト、ピーマン、とうがらしなどのなす科植物、パッションフルーツ、パパイヤ、グアバ(ばんじろう)、ピタヤ(ドラゴンフルーツ)など、いろいろな種類の果実を加害し、果実を腐らせます。

特に、黄化・褐変・腐敗など収穫していない果実や摘果した果実が放置されていると、産卵して次世代の発生源となる恐れがあるため、不要な果実は地中深く(深さ20cm以上)に埋めるか、ビニル袋に密閉して燃やせるゴミとして処分してください。

セグロウリミバエが発見された場合は、ミカンコミバエ発見時と同様に、寄主果実の除去や薬剤散布、栽培作物残渣の早期片付けなどのまん延防止対策にご協力をお願いします。

また、不明な点などがあれば、各町農政担当課や大島支庁徳之島事務所農業普及課へご連絡ください。



収穫せずに放置されたあかうり(左図)とにがうり(右図中央)